

決算短信における経営者業績予想情報の 財務会計論上の位置づけ

久 持 英 司

【キーワード】 決算短信、業績予想情報、財務会計の社会的機能、意思決定支援機能、財務諸表外情報

1 はじめに

本稿において論じるのは、わが国の決算短信において開示される経営者による業績予想情報の財務会計論上の位置づけである。経営者自身による業績予想情報の開示はわが国では広く行われており、事実上の制度化がなされているともいえる。この状況はわが国特有のものといえ、また経営者業績予想情報の有用性は利用者にとって高いとされている¹⁾。それでは財務会計の体系の中で、あえてたとえるならば財務会計論のテキストの中で経営者業績予想情報はどのように捉えることができるのであろうか。同様の財務諸表外情報としてしばしば取り上げられる環境情報およびCSR（Corporate Social Reporting）情報とは位置づけが異なるのであろうか、それとも並列に扱われるものなのであろうか。これが本稿の問題意識である。

2 決算短信における経営者業績予想情報の概要

2015年3月版の『決算短信・四半期決算短信作成要領等』（東京証券取引所、2015；以下『要領等』）（2015年4月期以後開始する連結会計年度の通期決算および各四半期決算に係る決算短信および四半期決算短信より適用）によれば、東京証券取引所は上場会社に対し各決算期末後45日以内に、事業年度末の決算短信および四半期決算短信において、主要な経営指標に関する連結業績予想情報を開示することを要請している。その開示内容の例として示されているのは、「通期第1号様式〔日本基準〕（連結）【表形式】」によれば、翌事業年度の第2四半期までの累計および通期の売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益²⁾の各金額と対応する前期との各増減率、ならびに翌事業年度の第2四半期までの累計および通期での1株当たり当期純利益の金額³⁾であり、「四半期第1号様式〔日本基準〕（連結）【表形式】」によれば、当該四半期の属する事業年度における第2四半期までの

累計および通期の売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益の各金額と対応する前期との各増減率、ならびに当該四半期の属する事業年度の第2四半期までの累計および通期での1株当たり当期純利益とされている⁴⁾。ただし、必ずしもこれらの項目をすべて開示しなければならないわけではなく、また『要領等』では表形式とは別に自由記載形式の様式も設けており、そこでは業績予想情報を含む「投資判断上有用な情報については」(『要領等』p.32)文章等による情報開示が可能となっている。

決算短信における業績予想情報開示の始まりおよび近年における再検討の動向については川崎(2013, p.78)、張(2013, p.117)、遠藤(2015, pp.205-206)および内野(2015, pp.80-81)などに詳しいが、土本・飯沼(2007)によれば1980年「頃の段階でも大半の上場会社が決算短信での開示を行って」(土本・飯沼, 2007, p.28)いたとされている。そして安井(2015, p.1)によると2015年3月期では、東京証券取引所に上場する内国会社のうち3月期決算企業において、決算短信を発表した2,367社のうち、96.7%(2,288社)が業績予想情報を公表している。開示された業績予想の内訳(安井, 2015, pp.5-6)をみると、第2四半期までの累計および通期の予想を特定値で開示した企業は82.7%(1,892社)、同じくレンジ(幅)で開示した企業は0.1%(2社)、通期の予想のみを特定値で開示した企業は16.1%(369社)、同じくレンジで開示した企業は0.3%(7社)、第2四半期までの累計の予想のみを特定値で開示した企業は0.2%(4社)、第1四半期の予想のみを特定値で開示した企業は0.3%(6社)、第1四半期および通期の予想をレンジで開示した企業は0.0%(1社)、および自由記載により開示した企業は0.3%(7社)であった。また5項目(売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益)をすべて開示した企業は業績予想開示企業のうち95.8%(2,193社)であった⁵⁾。安井(2015)では前年同期の集計結果についても掲載しているが、この動向は大きく変わっていないようである。レンジもしくは自由記載による、企業にとってより自由度のある開示方式は2012年3月期の決算短信から新しく認められたものであるが、5項目を表形式により特定値で開示する方式がここまで広く普及しているとなると事実上の制度化、デファクト・スタンダード化がなされているといえるものの、『要領等』では「それぞれの実情や投資家との継続的なコミュニケーションを踏まえて、適切な将来予測情報の開示方法や開示内容について検討してください」(『要領等』p.6)と、いわば原則主義的な規定となっている。『要領等』の表形式に設けられている第2四半期までの累計に関する予想を開示していない企業がかなりの割合に上るのはこの影響であると思われる⁶⁾。

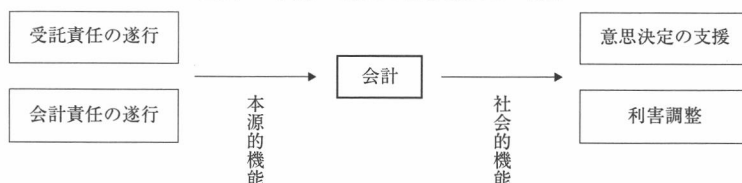
3 経営者業績予想情報の位置づけ

それでは、経営者による業績予想情報は財務会計論の体系においてどのように位置づけることができるのであろうか。業績予想情報を会計の領域で議論するものではないと述べる人

はまずいないであろう。たしかに仕訳に基づく複式簿記システムを前提として有していない限り会計の対象として扱うことはない、という議論も成り立つが、周知のように現在では注記情報はもちろん、各種の財務諸表外情報の開示も財務報告の対象として研究および制度化に向けた議論がなされてきている⁷⁾。これらの点を勘案すると、仕訳に基づく複式簿記システムが全般にわたって存在することの有無が、業績予想情報が会計たる前提とは必ずしもいえない。ある仕組みにおいて仕訳がまったく行われなければ、その仕組みを複式簿記システムと呼ぶことはできないであろうが、現在の会計（財務会計および管理会計ともに）はすでに仕訳を行わない領域をも扱っており、複式簿記システムによって把握できる領域よりも広い領域を含むといえる。したがって業績予想情報も会計の特殊領域の一つとして捉えることができ、そのため従来までの会計理論を業績予想情報にも援用することが可能であろう。

伝統的に会計においては、本源的機能として受託責任および会計責任の遂行機能、また社会的機能として意思決定の支援機能および利害調整機能があるとされる⁸⁾。すなわち会計を成立させるために必要であるのが受託責任および会計責任という概念とその遂行であり、会計が成立した上で、会計を通じて組織は情報利用者の意思決定にとって有用な情報を提供し、また各種利害関係者の利害調整に資するといわれている（図表1参照）⁹⁾。

図表1：会計の成立と会計機能との関係



ここでいう利害調整機能とは各種利害関係者の利害調整そのものを行うという意味ではなく、たとえば財務会計では分配可能利益計算によって利害の対立する株主と債権者の間で「どこまでならば取る（取られる）ことを互いに許容されうるか」に関する線引きがなされることを指す。管理会計においては利害の対立する可能性のある組織内の構成単位同士の間で実績が明らかとなり、責任会計などに結びつけて業績管理が行われることになる¹⁰⁾。一方、意思決定支援の機能に関しては、外部利害関係者に提供された会計情報（財務会計情報）は証券投資、株主総会の審議、あるいは社債発行といった各種契約内容の作成および契約締結¹¹⁾などの判断における根拠とされ、内部の経営者層に提供された会計情報（管理会計情報）は設備投資など各種プロジェクトのための判断の根拠となる。

本源的機能としての会計においては、主体は情報の作成者側にあってそのアプローチはいわばインプット指向となる。これに対して社会的機能としての会計において主体は情報の利用者側にあり、そのアプローチはいわばアウトプット指向となるのである¹²⁾。インプット志向にあっては、会計責任の遂行のために情報作成者は当然に（本源的に）会計情報を提供す

る必要がある。これはしばしば財務会計においては所有主と代理人の関係からも論じられ、所有主に対して代理人たる経営者が会計情報を作成し報告することとなる。その際、所有と経営が分離している状態ならば、代理人たる経営者は所有主が必要としている情報について付度する以外に理解する方法はないため、会計責任を解除するために必要最小限の情報しか作成・提供しようとしないと考えられる。一方、所有と経営がそれほど分離しておらず、所有主の一部が経営者を兼任するような状態の場合には、情報作成者たる経営者はほかの所有主が欲している情報について顧慮することが可能であるため、情報作成者としてのコストと情報利用者としてのベネフィットを比較考量しつつ、最低限度以上の情報を作成し提供することとなる¹³⁾。

一方、アウトプット志向にあつては、情報利用者の求めに応じた会計情報の作成がなされることとなる。この場合、財務諸表本体のみならず、追加して財務諸表外の情報の開示も求められることになると考えられる。

わが国の決算短信における業績予想情報は、財務会計の観点からは、その普及までの経緯を見る限り、受託責任および会計責任の遂行と絡めて、すなわちインプット指向から把握することはできない。むしろ情報利用者側からの要請により業績予想情報が作成されることとなったという経緯があることから、アウトプット指向から捉える必要がある。そして、業績予想情報が利益の算定によって債権者と株主との利害を調整するということは考えられないから、業績予想情報は利害調整のためというよりは、意思決定の支援のため情報として捉えることになろう。

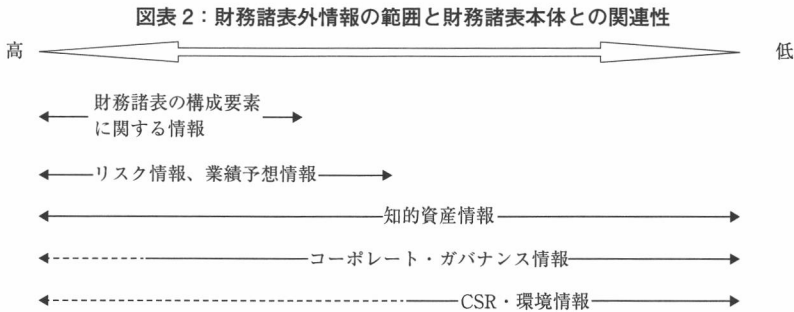
財務会計情報による意思決定支援のための機能については、より厳密に考察する必要がある。すなわち、情報利用者として誰を想定しているかということによって、誰の何の意思決定を支援することになるかということが明らかになるからである。たとえば、わが国の「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」の第2章第1項では会計情報の基本的な特性として意思決定有用性を挙げているが、続けて「会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている」と述べ、投資家による証券投資のための意思決定支援に範囲を限定しているのである。

ここで『要領等』をみると、「投資者の投資判断は、一般に、上場会社の将来の企業価値（株式価値）の予測に基づいて行われることとなりますので、自社の状況及び将来の経営方針に関して最も詳細かつ正確な情報を有する上場会社自身によって開示される将来予測情報は、証券アナリスト等の高い企業分析能力を有する専門家によっても、完全に代替生産することは困難であり、投資者にとって有用な投資判断情報であると位置づけられます」（『要領等』p.5）としている。すなわち、決算短信における業績予想情報をもって、投資家による証券投資意思決定に資するものであるということを明言しているのである。

ただし前述したように、業績予想情報は複式簿記システムによって作成される財務諸表本

体とは異なる。わが国の「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」第1章第8項でも「会計情報を開示するうえで経営者自身の予測が必要な場合でも、それを開示する目的は原則として現在までに生じている事実を明らかにすることにある」と述べているが、これも同様の趣旨であろう。にもかかわらず、業績予想情報は投資者の証券投資の意思決定に資するものとして会計の領域で扱われている。これをどのように位置づけることができるのであろうか。

ここでもう一つの分析軸として挙げたいのは、財務諸表本体と財務諸表外情報との関連性の高低である。以下の図表2は、主要な財務諸表外情報と考えられるものの例と、それらが財務諸表本体とどの程度の関連性を有するかについて大まかに示したものである。ここでは、図表の左側に向かうにしたがって財務諸表本体と各財務諸表外情報との関連性が高いこと、すなわち当該財務諸表外情報が財務諸表本体を補足するという意味合いが高いことを示している。逆に図表の右側に向かうにしたがい、財務諸表本体を補足するというよりは、財務諸表本体を補完する側面が強くなる¹⁴⁾。



図表に示した財務諸表外情報を収容する箇所として、わが国の制度開示においては、有価証券報告書における「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「事業等のリスク」、「コーポレート・ガバナンスの状況等」および注記¹⁵⁾などがある。このうち、財務諸表本体と関連性が高く、補足するものと考えられる財務諸表外情報については、これらの箇所に記載することになると考えられる。一方、財務諸表本体を補完するという意味合いが強い財務諸表外情報については、財務報告書とは別の報告書等¹⁶⁾で開示することになるであろう。

したがって図表2に示した財務諸表外情報のうち、財務諸表の構成要素に関する情報については、財務諸表本体を理解するためには不可欠であるから、こうした情報の多くは注記に記載されることになる。この観点からすると業績予想情報等も財務諸表本体と関連性が高いため、有価証券報告書の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」などにおいて財務諸表を補足する情報として記載されるべきということになるが、わが国の金融商品取引法では有価証券報告書等に関して「重要な事項につき虚偽記載のあるもの」（第197条1項）には刑事罰、「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の

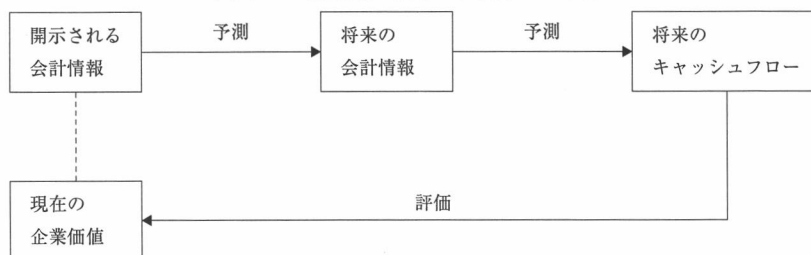
記載が欠けている」(第172条の4) 場合には課徴金、また「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合」(第24条の4) については役員等の賠償責任を規定しているため、このような制約がある以上、特定値やレンジによる業績予想情報を有価証券報告書等の開示書類に掲載することは現実的ではない。そこで現行のように、業績予想情報は決算短信において公表し、新たな予想値との差異が大きい場合には適時開示により公表する¹⁷⁾ ことが最も適しているといえよう。

4 おわりに

本稿では、わが国の決算短信において経営者によって開示される業績予想情報について、財務会計論の体系上、どのように位置づけることができるかについて論じてきた。その結果、業績予想情報は投資家による証券投資の意思決定支援機能を有する、財務諸表を補足する財務諸表外情報であるという結論に至った。

最後に、業績予想情報とその利用に関する問題について述べておきたい。図表3は情報利用者が会計情報を活用して企業の現在の企業価値を評価し、もって当該企業に対する証券投資のための(もしくは投資をしないための)意思決定を行うまでのプロセスを示したものである。この場合、財務諸表が図表3における「開示される会計情報」に相当する。一方、わが国で決算短信において開示されている業績予想情報は情報利用者からのニーズはいくら大きくとも(前述した虚偽表示に対する罰則等が存在するという制約はさておき)、「伝統的な財務諸表という開示手段で開示すべきものではない。会計が開示すべき情報のコアの部分は、今後も過去の事実の開示であると思われる」(川村, 2007, p.63)といわれている。

図表3：会計情報の開示と投資家の企業評価



出典：斎藤 (2010, p.7)

では図表3の中で業績予想情報は「将来の会計情報」もしくは「将来のキャッシュフロー」に関する情報に相当するのであろうか。仮に業績予想情報が将来の会計情報を正確に示している、もしくは将来の会計情報の一部なのであれば、当該情報を入手した情報利用者はすべて同じ評価結果に到達することになり、一時的に投資家同士の情報収集・分析のスピードの

違いから企業価値の低い企業の証券と企業価値の高い企業の証券とが売買されるかも知れないが、いずれは証券市場における売買は成立しなくなる。前述のように、わが国では大半の上場企業が業績予想情報をほぼ同様の形式で開示していることから、開示・非開示もしくは開示の詳細さの相違をもって差別化を図ることはほぼできない。しかし現実には証券市場における売買は日々成立しているのである。

ここで考えるべきは、経営者による業績予想情報はあくまでも予想であり、ましてや財務諸表本体のように外部監査人等による監査および保証は制度上行われておらず、最も自社の事情に精通した経営者であっても予想誤差が生じる、すなわち業績予想情報が外れることがあるという点である。予想誤差に関する実証研究はこれまで多くなされてきているが、そこから得られる知見としては、予想誤差の中には意図的に行われる場合もあること、また業績予想情報との関係から逆に実績値の利益管理 (earnings management) が行われる可能性もあること、などがある¹⁸⁾。その可能性を考慮すると業績予想情報は必ずしも将来の会計情報を表わすものとは限らず、むしろ、財務諸表の補足情報である (あえて言えば補足情報でしかない) ということになる¹⁹⁾。現実には投資家たる情報利用者の証券投資の意思決定に際して用いられているとしても、業績予想情報は「将来の会計情報」そのものではないのである。

もちろん本稿での議論は、すべての投資家が、決算短信の業績予想情報が対象とする開示期間 (たとえば通期の業績予想の場合には1年後) に関してのみ企業価値を評価し、それに基づいて意思決定を行い裁定取引を行うことを前提にしている。配当を受け取ることなどを目的として長期保有する投資家、あるいは「啓発されたステークホルダー」(國部, 2000, p.21) としての投資家との関係については今後の課題としたい。

注

- 1) 経営者による業績予想情報の有用性に関するわが国内外の先行研究については、たとえば後藤 (1997, pp.11-51)、太田浩司 (2006, pp.61-66)、孔 (2008, pp.97-103) および川崎 (2013, pp.81-85) を参照されたい。
- 2) 現行の企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が適用される2015年4月より開始する事業年度以前においては旧基準に従い、この項目は「当期純利益」とされていた。
- 3) このほかに各四半期ごとにおける配当および通期の配当性向に関する予想を記載する箇所がある。
- 4) したがって第2四半期および第3四半期の決算短信においては、当該四半期の属する事業年度の通期における業績予想情報のみが掲載されることになる。なお、四半期決算短信においても各四半期ごとにおける配当に関する予想を記載する箇所がある。
- 5) 配当に関する予想値を開示していた企業は3月期の決算短信発表企業のうち92.3% (2,185社) であった。
- 6) 12月期決算の企業であるため安井 (2015) の集計対象には含まれていないが、たとえばサッポロホールディングスは『平成26年12月期決算短信 [日本基準] (連結)』において表形式で通期のみ業績予想を特定値で開示し、第2四半期までの累計の業績予想を示していない。そして、注にお

いて「年次で業績管理を行っておりますので、第2四半期（累計）の業績予想の記載を省略しております。」と述べている。

- 7) この動向については、たとえば古庄（2012）を参照されたい。
- 8) 詳しくは、たとえば小林（2007, pp.5-8）を参照されたい。ただし小林（2007）では財務会計における機能について述べているが、本稿の図表1ではこの考え方を財務会計および管理会計共通の枠組みとして構想している。また井上（2014, p.27）においても財務会計の社会的機能を論じているが、会計責任および分配可能利益の算定については利害調整機能の理論的な基礎として扱っている。
- 9) 歴史的に見てもこの順に会計の機能は生成したと考えられている。たとえば金井（2013, pp.27-32）を参照されたい。
- 10) たとえば櫻井（2012, pp.47-50）を参照されたい。
- 11) 須田（2000）では意思決定支援機能と契約支援機能を財務会計の2つの機能として議論を進めている。財務会計と契約の関係を重視した他の先行研究については須田（2000, pp.24-25）を参照されたい。
- 12) 武田（2008）では財務会計の概念フレームワークの設計に関して、「データのインプット段階における記録の証拠性において基準設定を行う行き方」（武田, 2008, p.145）たるエントリー重視のスタンス、および「最終的にアウトプットされる情報がもつ特質から会計の基本的な枠組みを取り上げる立場」（武田, 2008, p.145）たるエクジット重視のスタンス、という区分を設けている。本稿ではこの考え方を援用している。
- 13) 一方、エージェンシー理論によれば、利己的なエージェントは本源的に会計情報を提供しようはせず、そのためプリンシパルによるエージェントに対するモニタリング・システムとして会計情報開示が要求されることになる。またエージェントは自ら会計情報をプリンシパルに提供することにより、必要以上のモニタリングを避けようとするボンディング・システムとして会計の成立を考えることもできるとされる。エージェンシー理論に基づいて会計の成立過程を論じているものとして、たとえば岡部（1993, pp.66-67）および須田（2000, p.31）を参照されたい。また、インサイダー取引によってエージェンシー問題が緩和されるとする主張をまとめたものとして、たとえば太田亘（1998, pp.349-350）および孔（2008, pp.55-69）がある。ただし本稿の図表1にせよ、エージェンシー理論に基づく会計の成立過程に関する議論にせよ、会計担当者が会計職業専門家としてのプロフェSSIONナリズム（職業的倫理観）に基づいて必要と考える会計情報を作成・公表するということは想定されていない。日常的な会計業務における職業会計専門家としてのプロフェSSIONナリズムについては、たとえばCheffers and Pakaluk（2007, pp.190-209; 訳書, pp.257-286）を参照されたい。
- 14) 財務諸表本体に対する補足と補完の関係については、古庄（2012, p.10; pp.213-220）を参照されたい。
- 15) 注記に記載されている情報については、財務諸表本体、すなわち財務諸表（内）情報であるとする考え方と、財務諸表（内）情報と財務諸表外情報の境界線上に位置づけられるとする考え方、さらに、財務諸表外情報である、とする考え方とがありうる。
- 16) たとえば環境・CSR報告書や知的財産報告書などがあげられよう。ただし、近年における財務情報と、環境・CSR情報等をも含む非財務情報とを関連づけた統合報告書の作成の動きは、これらの情報が財務諸表との関連性が強いものとして扱われる可能性を示している。この動向についてはたとえば小西（2015, pp.145-148）を参照されたい。
- 17) 有価証券上場規程施行規則第407条によれば、売上高については直近の予想値の10%以上変動した金額が新しい予想値となる場合、また営業利益、経常利益および純利益については直近の予想値の30%以上変動した金額が新しい予想値となる場合には、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要で

あるとされ、有価証券上場規程第 405 条に基づき、その内容を直ちに開示しなければならないとしている。

18) 内野 (2015, pp.86-89) を参照されたい。

19) 情報利用者が企業価値評価のために財務諸表を用いる場合には業績予想情報は財務諸表を補足する情報であるといえるが、仮に情報利用者が実績値の財務諸表とは関係なく単独で業績予想情報を用いて企業価値評価を行っている場合には当該業績評価情報は補完情報であるといえるかもしれない。

参考文献

- Cheffers, Mark and Michael Pakaluk (2007) *Understanding Accounting Ethics: Second Edition*, Sutton, Massachusetts: Allen David Press. (藤沼亜起監訳 [2011]『会計倫理の基礎と実践—公認会計士の職業倫理—』、同文館出版。)
- 井上良二 (2014)「経済の市場化と計算体系」、井上良二編著『新版 財務会計論 [改訂版]』、税務経理協会、pp.18-40.
- 内野里美 (2015)「経営者業績予想に関する実証的研究の動向」、『専修 商学論集』第 100 号、1 月、pp.79-92.
- 遠藤博志 (2015)「取引所の自主規制による開示」、遠藤博志・小宮山賢・逆瀬重郎・多賀谷充・橋本尚編著『戦後企業会計史』、中央経済社、pp.203-208.
- 太田浩司 (2006)「経営者予想に関する日米の研究：文献サーベイ」、『武蔵大学論集』第 54 巻第 1 号、7 月、pp.53-94.
- 太田亘 (1998)「インサイダー取引規制」、三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』、東京大学出版会、pp.345-363.
- 岡部孝好 (1993)『会計情報システム選択論 [増補]』、中央経済社。
- 金井正 (2013)『現代会计学—財務会計の基礎知識— [第 3 版]』、創成社。
- 川崎徳昭 (2013)「経営者予想情報の分析と課題」、『プロフェッショナル会計学研究年報』(青山学院大学大学院)第 6 号、3 月、pp.77-92.
- 川村義則 (2007)「財務報告の目的」、斎藤静樹編著『詳解「討議資料」■財務会計の概念フレームワーク」(第 2 版)』、中央経済社、pp.58-68.
- 孔炳龍 (2008)『経営者利益予測情報論—包括利益の有用性について—』、森山書店。
- 國部克彦 (2000)『環境会計 改訂増補版』、新世社。
- 後藤雅敏 (1997)『会計と予測情報』、中央経済社。
- 小西範幸 (2015)「IFRS 会計思考の展開にみる統合報告の可能性」、橋本尚編著『利用者指向の国際財務報告』、同文館出版、pp.113-158.
- 小林秀行 (2007)『[会社法対応] 詳解企業会計基準—設例で学ぶ企業会計原則と個別会計基準のすべて—』、ダイヤモンド社。
- 斎藤静樹 (2010)『企業会計とディスクロージャー [第 4 版]』、東京大学出版会。
- 櫻井通晴 (2012)『管理会計 [第五版]』、同文館出版。
- 須田一幸 (2000)『財務会計の機能——理論と実証』、白桃書房。
- 武田隆二 (2008)『最新 財務諸表論 (第 11 版)』、中央経済社。
- 張櫻馨 (2013)「業績予想開示の要請緩和がもたらす影響とその課題」、『企業会計』第 65 巻第 10 号、10 月、pp.117-124.

土本清幸・飯沼和雄（2007）「東京証券取引所における適時開示政策の変遷」、『現代ディスクロージャー研究』（日本ディスクロージャー研究学会）第7号、3月、pp.23-30.

東京証券取引所（2015）『決算短信・四半期決算短信作成要領等』、東京証券取引所。

古庄修（2012）『統合財務報告制度の形成』、中央経済社。

安井良太（2015）『平成27年3月期決算短信発表状況の集計結果について』、東京証券取引所。

* 本稿は、JSPS 科研費（25380613）による成果の一部である。

（ひさもち えいじ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科准教授）